

速報!

内閣府から

「処遇改善臨時特例事業の実施」

公立保育園の保育士は

人勸マイナス分を補填し、月9000円の賃上げ!

内閣府子ども・子育て本部より、令和3年12月23日付けで「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)で、「保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行う事を前提として、収入を3%程度(月額9000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する」となったことを踏まえ、保育士等の処遇改善を行う事にし、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和3年12月20日から適用となりました。

処遇改善の対象は、保育士だけでなく、保育園に勤務する職員となっています。

この事業は、国の予算で補助されます。

また、賃金改善に係る計画書を作成し、その計画の具体的な内容を職員に周知することとなっています。

どろんこ

2022年1月6日(木)
663号
船橋市職労福祉支部
発行責任者 村上はつみ



併せて、令和3年人事院勧告で減らされた一時金の0.15月分は補填し、さらに毎月9000円を、令和4年2月より、上乗せをすることとなっています。

会計年度任用職員については、この事業を活用して、給料表の級・号給設定の見直しを行い、上限設定を緩和するなどの見直しを行う事ともいっています。

勝ち取るのは 今でしょ!

放課後ルーム職員(放課後児童支援員)についても同様に、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和3年12月20日から適用となりました。

放課後ルームに勤務する職員に対し、令和4年2月から、収入

の引き上げがされることとなりました。(賃金改善は継続的に行われます)

12月27日(月)に行われた、総務部長交渉の中でも、このことについて発言しました。

これについては、自治体説明会が、12月24日に開催されたばかりで、詳しいことが分からないので、情報が入り次第連絡するとの事でしたが、国が処遇改善のために、予算立てているので、きちんともらえるよう、職員課長交渉を予定しています。

要求項目

- 一、人勸マイナス分0.15月分を年度内に補填してください。
- 二、交付金9000円は、2月分から支給することになっています。2月に間に合わない場合は、3月に2ヶ月分支給してください。
- 三、4月以降は、特殊勤務手当として9000円を支給してください。

※要求項目に意見がありましたら、組合に連絡ください。